

群馬東部水道企業団みどり支所建設設計プロポーザル実施要領

1. 目的

群馬東部水道企業団みどり支所は、みどり市域の水道事業を担っていますが、その業務はみどり市大間々庁舎（以下、「大間々庁舎」という。）2階の一角を借り受け行っています。

しかし、近年、みどり市は施設の統廃合や新庁舎建設の計画を模索しており、今後、当企業団が大間々庁舎で業務の継続が出来るか不透明な状況となってきました。

また、業務の内容によっては建物の所有者であるみどり市の了解を得る制約があるほか、漏水修理に必要な修理機材などの保管場所が分散しており、対応に即応性が欠けるなど、様々な課題を抱えています。

そのため、みどり支所が抱える様々な課題の早期解決に向けて、新支所の建設に向けた検討を行い、令和2年7月に「群馬東部水道企業団みどり支所建設基本計画」を策定したところです。

本プロポーザルは、みどり支所建設工事に係る基本設計、実施設計を発注するための優先交渉権者を選定するにあたり、「群馬東部水道企業団みどり支所建設基本計画」を踏まえた、高い技術力及び豊富な経験等を有する事業者を公募により選定するために実施するものです。

2. 事業概要

(1) 事業名

群馬東部水道企業団みどり支所建設事業

(2) 委託業務内容

群馬東部水道企業団みどり支所建設に係る基本設計及び実施設計業務（以下「本業務」という。）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで

(4) 敷地条件

ア. 建設地	みどり市笠懸町鹿243-1 みどり市笠懸町鹿243-2 みどり市笠懸町鹿243-4 みどり市笠懸町鹿243-7 みどり市笠懸町鹿288-1 みどり市笠懸町鹿288-9 みどり市笠懸町鹿288-14 みどり市笠懸町鹿288-15
--------	--

イ. 敷地面積 2,970.40㎡

ウ. 用途地域 無指定

エ. 建ぺい率 70%

オ. 容積率 400%

(5) 建物規模

ア. 支所本体 延べ床面積 530㎡程度

イ. 駐車場 必要台数60台程度

(6) 建設費上限提案価格

上限提案価格は200,000千円（消費税込み）とする。

※基本計画及び実施設計業務費は上記の価格に含まない。

(7) 計画概要

資料「群馬東部水道企業団みどり支所建設基本計画」による。

3. 選定方法

- (1) 設計候補者は群馬東部水道企業団みどり支所建設設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において一次審査及び二次審査を実施し選定する。
- (2) 一次審査は、提出された参加表明書等を評価し、二次審査を実施する5者程度選定する。
- (3) 二次審査は、一次審査で選定された者から技術提案書等及びプレゼンテーション、ヒアリングによる評価を踏まえ、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。
- (4) 審査委員会の委員は、別に定める群馬東部水道企業団みどり支所建設設計プロポーザル審査委員会設置要綱によるものとする。

4. 事務局

群馬東部水道企業団みどり支所 みどり支所庁舎建設室
〒376-0101 みどり市大間々町大間々1511番地
みどり市役所大間々庁舎 2階
TEL 0277-73-2411 FAX 0277-73-2412 E-mail midori@gtsk.or.jp

5. スケジュール

	内 容	期 日
一 次 審 査	実施要領等の配布	令和2年 9月 8日 (火) から 令和2年 9月30日 (水) まで
	配付資料等に関する 質問書の受付	令和2年 9月 8日 (火) から 令和2年 9月16日 (水) まで
	質問に対する回答の公表	令和2年 9月23日 (水)
	参加表明書等の受付	令和2年 9月28日 (月) から 令和2年10月 2日 (金) まで
	提出書類の審査	令和2年10月 5日 (月) から 令和2年10月 7日 (水) まで
	一次審査結果の通知	令和2年10月12日 (月)
	二 次 審 査	技術提案書等に関する 質問書の受付
質問に対する回答の公表		令和2年10月21日 (水)
技術提案書等の受付		令和2年10月28日 (水) から 令和2年11月 4日 (水) まで
技術提案書等の審査 プレゼンテーション・ ヒアリングの実施		令和2年11月 9日 (月) から 令和2年11月13日 (金) まで
選定結果の発表		令和2年11月18日 (水)
見積書の提出及び契約		令和2年11月25日 (水)

注) スケジュールは多少前後する場合があります。

6. 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和2年9月8日(火)から令和2年9月30日(水)午後5時まで
- (2) 配布場所 実施要領等は、原則として、群馬東部水道企業団の公式ホームページから入手するものとする。

(群馬東部水道企業団公式ホームページ) <https://www.gtsk.or.jp/>

(3) 配布資料

- ・みどり支所建設設計プロポーザル実施要領
- ・みどり支所建設基本計画
- ・みどり支所建設事業要求水準書

7. 参加資格及び条件

(1) 参加資格

令和2年度群馬東部水道企業団入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、設計共同企業体である場合はその構成員も同様とする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (イ) 公告日現在において、群馬東部水道企業団建設工事等に係わる指名停止等の措置要領(平成28年4月1日群馬東部水道企業団制定)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
- (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (オ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。
- (カ) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (キ) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - ・親会社と子会社の関係
 - ・親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ・一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ・前3号と同視し得る資本関係又は人的関係

(2) 参加の条件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という)の必要な資格は、次のとおりとする。なお、設計共同企業体でも参加することができる。共同企業体で参加する場合は、代表構成員が次の資格要件の全てに該当すること。

- (ア) 群馬県内に本社、支店、営業所等のいずれかを有する者であること。
- (イ) 平成22年4月1日以降に竣工又は設計が完了した延べ床面積が500㎡以上の同種施設※1の設計業務実績(以下「設計実績」という。)を有すること(設計共同企業体にあつては代表構成員である必要は無い。)

※1「同種施設」の設計業務とは、市町村の本庁舎の基本及び実施設計業務とする。

- (ウ) 管理技術者及び各担当主任技術者をそれぞれ1名を配置すること。
- (エ) 管理技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士であること。
- (オ) 管理技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- (カ) 主任技術者
 - a. 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
 - b. 意匠主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - c. 構造主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - d. 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - e. 意匠主任技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。また、意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。
- (キ) 管理技術者は、記載を求める各担当主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める意匠担当主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任しないこと。
- (ク) 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- (ケ) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが、当該年度の群馬東部水道企業団入札参加資格を有している者である場合、指名停止期間中でないこと。

(3) 参加に対する制限

- (ア) 参加者が提出できる参加表明書及び技術提案書はそれぞれ1点のみとする。
- (イ) 提出された参加表明書及び技術提案書の差し替え、追加、削除等は原則認めない。
- (ウ) 参加者の所属事務所に協力事務所を加えることができるが、その協力事務所は、他の参加者の所属事務所と重複することはできない。
- (エ) 設計共同企業体の代表構成員及び構成員の同時参加表明はできない。
- (オ) 設計共同企業体の代表構成員及び構成員は、他の参加者の協力事務所となることはできない。
- (カ) 審査委員会の委員の3等親以内の親族が在職している企業等（設計共同企業体の代表構成員及び構成員を含む。）は、参加できない。

(4) 共同企業体の参加要件

- (ア) (2)の参加資格要件を満たす者を代表者とし、(2)の(ア)から(キ)の参加資格要件を満たす構成員によって構成すること。
- (イ) 代表者は出資比率が50%を超える最も高い者であること。
- (ウ) 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合には原則として失格となる。

- (ア) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合。
- (イ) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (ウ) その他本実施要領に違反すると認められる場合。
- (エ) 審査委員会の委員及び事務局関係者に、直接的又は間接的にプロポーザルに関し不正な接触又は要求を行ったと審査委員会が認める場合。

- (オ) 選考の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (カ) 契約を締結するまでの間に (1) 参加資格の (ア) の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 現地説明会
実施しない。

8. 参加表明書等の提出【一次審査】

- (1) 提出書類
 - ア. 参加表明書 (様式1)
 - イ. 技術資料 (様式2～3)
- (2) 参加表明書等の提出方法
 - ア. 提出部数
 - ・参加表明書 (様式1) 1部
 - ・技術資料 (様式2～3) 10組
 - ・様式2, 3に添付する資格・実績確認書類 1部

※技術資料は表紙をつけず、様式2, 3を1組として左上部をホチキス留めとすること。
 - イ. 提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
 - ウ. 提出書類を持参する場合は、受領時に提出書類受領確認書を交付する。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話にて事務局に連絡すること。
 - エ. 受付期間
令和2年9月28日(月)から令和2年10月2日(金)午後5時まで
 - オ. 提出場所
群馬東部水道企業団 みどり支所
- (3) 配付資料等に関する質問の受付及び回答
 - ア. 質問の方法
質問は、質問書(別添様式)により電子メールにて事務局へ提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。また、二次審査で使用する技術提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。
 - イ. 質問書の受付期間
令和2年9月8日(火)から令和2年9月16日(水)午後5時まで
 - ウ. 質問に対する回答
質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和2年9月23日(水)に群馬東部水道企業団のホームページにおいて公表する。
- (4) 提出書類の記入上の留意事項
 - ア. 配付資料(様式1)
代表者印を押印の上、提出すること。
 - イ. 主要業務実績書(様式2)
次の(i)(ii)に該当する同種又は類似の業務実績を記載すること。ただし、提出件数は様式2-1、様式2-2ともに3件以内とし、様式1枚につき1件を記載すること。
なお、様式2-1の業務実績とは、本業務の契約履行が公告日までに完了しているものをいい、施設の完成は問わない。様式2-2の業務実績とは、施工業務の契約履行が公告日までに完了し、引渡し済みのものに限る。
(i) 同種施設の実績は、過去10年以内(平成22年4月1日以降)に、日本国内で竣工又は実施設計を完了した、延べ床面積500㎡以上の市町村の本庁舎の基

本及び実施設計業務に携わった実績を対象とする。

- (ii) 類似業務の実績は、過去10年以内（平成22年4月1日以降）に、日本国内で実施設計を完了した、延べ床面積500㎡以上の国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添2による類型4（業務施設）の第1類（事務所等）又は第2類（銀行、本社ビル、庁舎等）の新築建築物の基本設計、実施設計に携わった実績を対象とする。
- (iii) 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから記載すること。なお、同種又は類似業務の実績が、3件に満たない場合は、実績があるもののみを記入すること。
- (iv) 記載した業務については、契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面、写真、パース等を提出すること。
また、図面は、上記（i）及び（ii）で複合施設の場合は、庁舎及び類似施設の用途の部分を含むこと。
- (v) 受注形態の欄には、単独又は共同体企業体の別を記入すること。
- (vi) 審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」、また、「類似」を「実績無し」として評価することがある。

ウ. 協力会社

協力会社がある場合は様式4を提出すること。分担業務には、構造、電気設備、機械設備等のほか、提出者において新たに追加する分担業務分野を記入し、協力会社の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入すること。

エ. 配付資料等の評価基準

「群馬東部水道企業団みどり支所建設設計プロポーザル評価要領」によるものとする。

9. 技術提案書の提出【二次審査】

(1) 提出書類

ア. 技術提案書（様式5）

イ. 技術提案資料

- (i) 全体管理（様式6 A3判）
- (ii) 業務実施方針（様式7 A3判）
- (iii) 特定のテーマについての技術提案（様式8 A4判）
- (iv) 提案価格見積書（様式9）

(2) 書類の提出方法

ア. 提出部数

- (i) 技術提案書 1部
- (ii) 技術提案資料 10組

※技術提案資料は「技術提案資料」と記載した表紙をつけて、上記（1）

イ.（i）から（iii）を1組として左上部をホチキス留めとすること。

イ. 提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

ウ. 提出書類の受領確認持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡します。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話で事務局に連絡すること。

エ. 受付期間

令和2年10月28日（火）から令和2年11月4日（水）午後5時まで

オ. 提出場所

群馬東部水道企業団 みどり支所

(3) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

ア. 質問の方法

質問は、質問書（別添様式）により電子メールにて事務局へ提出すること。

イ. 質問書の受付期間

令和2年10月13日（火）から令和2年10月16日（金）午後5時まで

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、技術提案書提出予定者全員に対し、令和2年10月21日（水）に電子メールにて回答する。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア. 技術提案書（様式5）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ. 技術提案資料

(i) 本業務の全体管理計画を求める。進捗管理計画を具体的に記述すること。

なお、本業務には、積算業務及び関係法令の申請から許認可を得るまでの期間を含むものとする。

(ii) 業務実施方針（様式7 A3判）

業務の実施方針として、業務の進め方、業務実施体制や企業団との協議体制の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述すること。

(iii) 特定のテーマについての技術提案（様式8 A4判）

技術提案は、資料「みどり支所建設基本計画」及び「要求水準書」の条件のほか、地域特性及び周辺環境との調和等を十分に理解したうえで、次のテーマについて提案すること。

【テーマ1】

住民に開かれ、親しまれるとともに、立地場所周辺環境に配慮した建築計画と敷地利用計画等に関する考え方

【テーマ2】

来庁者が快適かつスムーズに利用できる仕組みとユニバーサルデザインの考え方

【テーマ3】

防災拠点施設として役割を十分果たしうる支所実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画等に関する考え方

【テーマ4】

将来的な組織改編や、ライフサイクルコストを含め機能的で柔軟性のある庁舎の考え方

【テーマ5】

省エネルギー化をはじめとする自然エネルギーの活用などによる環境負荷低減に配慮しZEBを意識した建築計画及び建築設備計画等に関する考え方

【テーマ6】

CLT工法等による地元産木材を活用した建築計画に関する考え方

【テーマ7】

その他、独自に課題を設定した技術提案があった場合には評価する

(iv) 提案価格見積書（様式9）

本業務に係る見積金額を記入し、封緘した上で提出すること。見積書の内訳金額には、特別経費を含むこと。

(5) 提出資料作成上の注意事項

- ア. 全体管理は様式6による1枚、業務実施方針は様式7による1枚とし、特定のテーマについての技術提案はテーマごとに様式8による各1枚にまとめること。
- イ. 提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- ウ. 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用できるものとするが、設計図、模型（模型写真含む）等は使用しないこと。設計の内容が具体的に表現されたものにならないように注意すること。
- エ. 提出者（協力会社を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記載しないこと。
- オ. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- カ. 要求した内容以外の書類、図面等については、これを受理しないものとする。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア. 原則非公開で行うものとする。
- イ. プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、当該業務に予定する統括代理人を含む5名以内とし、原則として代理人の出席及び指定された者以外の出席は認めない。
- ウ. プレゼンテーション及びヒアリングの会場、日時等については一次審査後に別途通知する。
- エ. プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1判）やパワーポイント等によるスライドを使用すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、各事業者において用意すること。
- オ. プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとし、評価の対象としない。

(7) 技術提案の評価基準

提出資料の評価基準は、「群馬東部水道企業団みどり支所建設設計プロポーザル評価要領」によるものとする。

10. 評価結果の公表及び通知

審査の結果は、群馬東部水道企業団の公式ホームページで公表するほか、配付資料を提出した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

11. 設計業務契約

(1) 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の優先交渉権者とし、見積書聴取等の契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の聴取が不可能となったときは、優秀者を契約交渉、見積書聴取の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容契約に係る本業務は、基本設計及び実施設計業務とする。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和3年2月26日（金）まで

(4) 契約者

群馬東部水道企業団
企業長 清水聖義

(5) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

(7) 契約保証金

群馬東部水道企業団契約規則（平成4年4月1日規則第10号）第34条の規定に基づくものとする（契約金額の100分の10以上）。

12. その他

(1) 辞退について

技術提案書の提出者に選定された者が、提案書の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4とする。）により、令和2年11月4日（水）までに事務局まで、持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 費用負担

一次審査及び二次審査に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出資料の差し替え等

提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、疾病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し、群馬東部水道企業団の了解を得るものとする。

(4) 提出資料の取扱い

ア. 提出された配付資料等は返却しない。

イ. 最優秀提案者及び優秀提案者に選定されなかった者の技術提案書等は、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を提案書に記入すること。記入がない場合は返却希望がないものとみなす。

ウ. 提出書類は、評価を行う際に必要な場合において、その一部又は全部を複製できるものとする。

エ. 提出書類及びその複製は、評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、技術提案資料のうち「全体管理」及び「業務実施方針」「特定のテーマについての技術提案」については、本プロポーザルの記録として使用できるものとする。

オ. 最優秀提案者及び優秀提案者に選定された提案書については、その一部又は全部を群馬東部水道企業団の公式ホームページにおいて公開できるものとする。

(5) 技術提案の履行

ア. 受注者は、技術提案書及び契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、技術提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。

イ. 受注者は自らの責めにより、技術提案書の提案事項が達成又は履行できなくなった場合、企業団に対して違約金を納めるものとする。

(様式1-1) 【単独企業用】

令和 2 年 年 日

参 加 表 明 書

群馬東部水道企業団

企業長 清 水 聖 義 様

令和2年9月 日付けで手続開始の公告のあったみどり支所建設設計プロポーザルについて、関係書類を添えて参加を表明します。

また、「群馬東部水道企業団みどり支所建設設計プロポーザル実施要領」を理解し、同要領に規定する参加資格及び条件を全て満たしていること並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

電 話 番 号

(連絡担当者)

氏 名		
所属、部署		
連 絡 先	電話番号	
	fax 番号	
	e-mail	

※グループ応募する場合は、裏面に協力会社を記載すること。

グループ応募表明書

(協力会社) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊞

(協力会社) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊞

(様式1-2-1) 【共同企業体用】

令和 2 年 年 日

参 加 表 明 書

群馬東部水道企業団

企業長 清 水 聖 義 様

令和2年9月 日付けで手続開始の公告のあったみどり支所建設設計プロポーザルについて、特定建設工事共同企業体として、関係書類を添えて参加を表明します。

また、「群馬東部水道企業団みどり支所建設設計プロポーザル実施要領」を理解し、同要領に規定する参加資格及び条件を全て満たしていること並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

特定建設工事共同企業体

(代表者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊟

(構成員) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊟

(構成員) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊟

(連絡担当者)

氏 名		
所属、部署		
連 絡 先	電話番号	
	fax 番号	
	e-mail	

※グループ応募する場合は、裏面に協力会社を記載すること。

グループ応募表明書

(協力会社) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊞

(協力会社) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊞

(様式1-2-2)

令和 2 年 年 日

共 同 企 業 体 結 成 届

群馬東部水道企業団

企業長 清 水 聖 義 様

群馬東部水道企業団みどり支所建設設計プロポーザルへの参加について、次のとおり
特定建設工事共同企業体を結成しましたので届け出ます。なお、この届の記載事項は、
事実と相違ないことを誓約します。

特定建設工事共同企業体

(代表者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩
電 話 番 号

(構成員) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩
電 話 番 号

(構成員) 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩
電 話 番 号

(様式2)

主要業務実績書

設計事務所名		実績 No.	
施設名称 (事業名) ・ 建設地		構 造 ・ 規 模	
発 注 者	受注形態	用 途	
		同種 ・ 類似	
事業開始・完了 (予定)	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
設計概要・コンセプト・技術的特徴・受賞歴等			

注1：プロポーザル実施要領の参加の条件に適合する実績を記載すること。

注2：業務実績の提出件数は3件以内とし、実績が複数ある場合は、同種実績を優先し、かつ規模の大きいものから記載すること。

注3：設計概要及び技術的特徴の記載にあたっては、イラスト、図表等を使用し、着色も可とする。

(様式3-1)

設計管理技術者

設計管理技術者の経歴等					
氏名		生年月日	年 月 日 (才)		
所属・役職		経験年数	年		
保有資格	一級建築士	登録番号：	・登録年月日：	年 月 日	
		番号：	・年月日：	年 月 日	
		番号：	・年月日：	年 月 日	
業務実績（平成22年4月1日以降に契約履行が完了したもの）					
業務名	発注者	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
手持ち業務の状況（公告日現在、従事している業務）					
業務名 (用途)	発注者 (事業主)	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
合計 () 件					
過去の受賞歴					
受賞した賞	受賞年月日	対象施設名称	業務概要		

注1：プロポーザル実施要領の参加の条件に適合する実績を記載すること。

注2：業務実績の提出件数は3件以内とし、実績が複数ある場合は、同種実績を優先し、かつ規模の大きいものから記載すること。

(様式3-2)

意匠主任技術者

意匠主任技術者の経歴等					
氏名		生年月日	年 月 日 (才)		
所属・役職		経験年数	年		
保有資格	一級建築士	登録番号：	・登録年月日：	年 月 日	
		番号：	・年月日：	年 月 日	
		番号：	・年月日：	年 月 日	
業務実績（平成22年4月1日以降に契約履行が完了したもの）					
業務名	発注者	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
手持ち業務の状況（公告日現在、従事している業務）					
業務名 (用途)	発注者 (事業主)	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
合計 () 件					
過去の受賞歴					
受賞した賞	受賞年月日	対象施設名称	業務概要		

注1：プロポーザル実施要領の参加の条件に適合する実績を記載すること。

注2：業務実績の提出件数は3件以内とし、実績が複数ある場合は、同種実績を優先し、かつ規模の大きいものから記載すること。

(様式3-3)

構造主任技術者

構造主任技術者の経歴等					
氏名		生年月日	年 月 日 (才)		
所属・役職		経験年数	年		
保有資格	構造設計一級建築士	登録番号：	・登録年月日：	年 月 日	
		番号：	・年月日：	年 月 日	
		番号：	・年月日：	年 月 日	
業務実績（平成22年4月1日以降に契約履行が完了したもの）					
業務名	発注者	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
手持ち業務の状況（公告日現在、従事している業務）					
業務名 (用途)	発注者 (事業主)	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
合計 () 件					
過去の受賞歴					
受賞した賞	受賞年月日	対象施設名称	業務概要		

注1：プロポーザル実施要領の参加の条件に適合する実績を記載すること。

注2：業務実績の提出件数は3件以内とし、実績が複数ある場合は、同種実績を優先し、かつ規模の大きいものから記載すること。

(様式3-4)

電気設備主任技術者

電気設備主任技術者の経歴等					
氏名		生年月日	年 月 日 (才)		
所属・役職		経験年数	年		
保有資格	設備設計一級建築士	登録番号:	・登録年月日:	年 月 日	
		番号:	・年月日:	年 月 日	
		番号:	・年月日:	年 月 日	
業務実績 (平成18年4月1日以降に契約履行が完了したもの)					
業務名	発注者	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
手持ち業務の状況 (公告日現在、従事している業務)					
業務名 (用途)	発注者 (事業主)	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
				- / ・ m ²	～
合計 () 件					
過去の受賞歴					
受賞した賞	受賞年月日	対象施設名称	業務概要		

注1: プロポーザル実施要領の参加の条件に適合する実績を記載すること。

注2: 業務実績の提出件数は3件以内とし、実績が複数ある場合は、同種実績を優先し、かつ規模の大きいものから記載すること。

(様式 3 - 5)

機械設備主任技術者

機械設備主任技術者の経歴等					
氏名		生年月日	年 月 日 (才)		
所属・役職			経験年数	年	
保有資格	設備設計一級建築士	登録番号:	・登録年月日:	年 月 日	
		番号:	・年月日:	年 月 日	
		番号:	・年月日:	年 月 日	
業務実績 (平成 18 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了したもの)					
業務名	発注者	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	~
				- / ・ m ²	~
				- / ・ m ²	~
手持ち業務の状況 (公告日現在、従事している業務)					
業務名 (用途)	発注者 (事業主)	受注形態	分野立場	業務概要	履行期間
				- / ・ m ²	~
				- / ・ m ²	~
				- / ・ m ²	~
合計 () 件					
過去の受賞歴					
受賞した賞	受賞年月日	対象施設名称	業務概要		

注 1 : プロポーザル実施要領の参加の条件に適合する実績を記載すること。

注 2 : 業務実績の提出件数は 3 件以内とし、実績が複数ある場合は、同種実績を優先し、かつ規模の大きいものから記載すること。

(様式4)【協力会社】※協力会社がある場合に記入すること。

協力会社に関する調書

事務所名		電話番号	
所在地			
分担業務分野	協力を受ける理由及び具体的内容		

事務所名		電話番号	
所在地			
分担業務分野	協力を受ける理由及び具体的内容		

事務所名		電話番号	
所在地			
分担業務分野	協力を受ける理由及び具体的内容		

事務所名		電話番号	
所在地			
分担業務分野	協力を受ける理由及び具体的内容		

令和 2 年 年 日

群馬東部水道企業団

企業長 清 水 聖 義 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

質 問 書

みどり支所建設設計プロポーザルの参加表明書に関して、次の項目を質問します。

質 問 事 項	
1	
2	
3	
4	
5	
質問書に関する回答等連絡先	
担当部署、担当者	
電話、fax 番号	
e-mail	

- 注) 1. 質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。
2. 用紙は A4 判タテとする。

(様式5-1)【単独企業・グループ応募用】

令和 2 年 年 日

技 術 提 案 書

群馬東部水道企業団

企業長 清 水 聖 義 様

みどり支所建設設計プロポーザルについて、技術提案書を提出します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

電 話 番 号

(連絡担当者)

氏 名		
所属、部署		
連 絡 先	電話番号	
	fax 番号	
	e-mail	

(様式5-2)【共同企業体用】

令和 2 年 年 日

技 術 提 案 書

群馬東部水道企業団

企業長 清 水 聖 義 様

みどり支所建設設計プロポーザルについて、技術提案書を提出します。

特定建設工事共同企業体

(代表者) 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

電 話 番 号

(構成員) 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

電 話 番 号

(構成員) 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

電 話 番 号

(連絡担当者)

氏 名		
所属、部署		
連 絡 先	電話番号	
	fax 番号	
	e-mail	

業務実施方針

(様式7)

※ 本様式を基本とし，作成しやすいよう，適宜変更していただいていた結構です。

(様式8-①) 特定のテーマについての技術提案

【テーマ1】 住民に開かれ、親しまれるとともに、立地場所周辺環境に配慮した建築計画と敷地利用計画等に関する考え方

【テーマ2】 来庁者が快適かつスムーズに利用できる仕組みとユニバーサルデザインの考え方

【テーマ3】 防災拠点施設として役割を十分果たしうる支所実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画等に関する考え方

【テーマ4】 将来的な組織改編や、ライフサイクルコストを含め機能的で柔軟性のある庁舎の考え方

(様式8-⑤) 特定のテーマについての技術提案

【テーマ5】 省エネルギー化をはじめとする自然エネルギーの活用などによる環境負荷低減に配慮しZ E Bを意識した建築計画及び建築設備計画等に関する考え方

【テーマ6】 CLT工法等による地元産木材を活用した建築計画に関する考え方

【テーマ7】

(様式9)

令和 年 年 日

提案価格見積書

群馬東部水道企業団

企業長 清水 聖 義 様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

印

円 (税込価格)

番号	名称	数量	単位	単価	金額	備考
A	支所建設工事					
1	建築					
2	電気設備					
3	機械設備					
B	駐車場建設工事					
1	建築					
2	電気設備					
3	機械設備					
C	外構整備工事					
D	共通仮設費					
E	現場管理費					
F	一般管理費					
	合計					
G	基本設計業務費					
H	実施設計業務費					
I	工事監理業務費					
	総計					
J	税					
	総合計					

令和 2 年 年 日

群馬東部水道企業団

企業長 清 水 聖 義 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
電 話 番 号

質 問 書

みどり支所建設設計プロポーザルの技術提案書に関して、次の項目を質問します。

質 問 事 項	
1	
2	
3	
4	
5	
質問書に対する回答等連絡先	
担当部署、担当者	
電話、fax 番号	
e-mail	

- 注) 1. 質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。
2. 用紙は A4 判タテとする。